

会 議 録

会議の名称	豊中市特別職報酬等審議会		
開催日時	令和元年(2019年)11月7日(木) 14時00分～16時00分		
開催場所	豊中市役所第二庁舎3階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	総務部人事課	傍聴者数	3人
公開しなかった理由	—		
出席者	委員	宮本又郎、吉村直樹、山田徹、久山信子、相原洋、 清水聖子、小山由紀子、吉村敬 (計8名)	
	事務局	(説明員) 総務部長 藪床和弘 総務部次長兼人材戦略長 松永啓太 総務部人事課長 倉田仁一 総務部職員課長 山内秀昭 財務部財政課長 伊藤洋輔 市議会事務局次長兼総務課長 朝倉敏和	
	その他	総務部人事課 太田優子、竹中匡人、山田純也 総務部職員課 松本光真	
議題	1. 政務活動費について 2. 第1回審議会での質疑及び議論内容について 3. 答申書(案)について 4. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議等の概要（主な発言要旨）

1.（案件1）政務活動費について

事務局から資料「政務活動費に関する資料」に基づき、本市の政務活動費の状況について説明を行った。

（質疑・意見交換）

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員： 他市のことだが、泉南市が政務活動費を0にしたというのは、何か理由があるか。

事務局： 理由等は把握していない。

委員： 7万円というのは必要な額か。私の意見だが、議員としてはかなり高額の報酬をいただいていると思うが、その中で活動できないのか。例えば電話代等プラスアルファで3万円ぐらいでいけるのではないかと思う。

私が議会を傍聴させていただいたときに寝ている議員もいたので、これこそ報酬ばったくりである。市民が納得できる報酬の中で活動してもらうのが一番いいのではないかと思う。

委員： 資料をみていくと、事務費、人件費が多い。人件費は各会派の事務員の人件費だと思うが、個人で使われているというよりは、各会派の事務をするための費用として使われているという感じがする。会派によって違うので一概には言えないが、そんな印象を持つ。

委員： いらぬことで事務費に集中して誤魔化しているのではないかと疑念をもってしまう。

委員： その点、監査の時などどうか。

事務局： 適正に使われているかどうかについて、例えば充当することに少し疑問がある場合は、各会派が事務局に質問に来られる。また、先ほどご説明申し上げた通り上半期と下半期に事務局で審査をしており、その中で疑義のあるものについては、事務局からお伝えし、是正をさせていただいているので適正に運用されているものとする。

委員： その都度質問ということか、何か案件があつてのことか。

事務局： このようなときは政務活動費に充当できるのかというような単純な質問である。マニュアルには載っていないがどのように判断したらよいかという質問があつたり、事務局の方で気づいてお伝えすることもある。

委員： 資料の表を見ると、10万円以上の市もいくつかある。削減して他で悪いことをされても困る。この金額は私個人としては納得かなと思う。

委員： 政務活動費については、額よりも使われ方が一番問題で、各都市でもずさんな例がマスコミ等で報道されている。そういった中で議会の中で使われ方の透明性を

確保するために、どのような努力をされているか。

事務局： この政務活動費の使途を含めた内容について、まず平成 29 年 4 月から支払伝票や領収書を含めた証憑書類につき、情報公開の申請手続きを経ることなく、閲覧により公開をしている。

また 29 年 9 月からは収支一覧に加えて会計帳簿についても、市議会のホームページで公開し、透明性を高めている。

2. (案件 2) 「第 1 回審議会での質疑及び議論内容について」

事務局より次のとおり説明をした。

(要旨)

第 1 回審議会において委員から出た意見と事務局からの説明を総括すると次の通りであった。

1. 特別職等の期末手当については、これまで一般職の支給月数に連動させてきている。
2. 他市との比較においては若干の幅はあるものの、平均水準から著しく乖離した状況にはない。
3. 特別職等の期末手当の支給月数については、一定の公平性や客観性が担保できており、妥当である、一般職の支給月数と連動させるのであれば、小さな月数の増減については、毎年審議会での審議を経る必要はない。
4. 市長、副市長の退職手当の額については、近隣中核市と比較して平均水準から著しく乖離した状況にはない。
5. 民間企業の経営者と市長、副市長の任期、4 年の退職手当を含めた総額での比較をした場合、退職手当を含めても、4 年総額でいえば高い水準にあるとは言えない。
6. 財政面から見て、市長、副市長の退職手当額を減額または増額する要素はない。
7. 市長、副市長の退職手当の額については、おおむね妥当である。

(質疑・意見交換)

特になし。

3. (案件 3) 答申書 (案) について

委員： 答申内容で、1 番目に議会の議員ならびに市長および副市長の期末手当の「額」とある。「額」が適当であるとすると、仮に次年度以降、月給について諮問が出て改定しても、期末手当・退職手当の諮問がない場合はそのままの「額」で固定されてしまうということになる。月給についての諮問があるときには、期末手当と退職手当の諮問も同時にあると思われるが、その点注意が必要である。

委員： 答申案の中で「また期末手当の支給割合については一般職の期末勤勉手当の支給の月数の改定に連動するのが適当である」というのが「額」の話とどうつながっているのか。「額」ということであれば支給割合や連動については不要ではないか。

- 事務局： 期末手当の支給割合については資料に算定式を記載している。
まず現行の額については、額自体を見たときに著しく高い水準ではなく適当であるということである。支給割合について、これまでは一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定と連動させてきているという考え方が適当であるという意味である。
- 委員： 支給割合と支給月数は違うのか。退職手当のところには支給割合、期末手当のところには支給月数と書いてある。
- 事務局： 期末手当でいうと、地域手当の率や役職加算も含めた全体の支給割合という意図である。
- 委員： そうであれば「額」との関連がますます不明となるのではないか。
- 委員： 現行の額に据え置くという言葉がおかしいのではないか。
給料月額が変わったら手当の額も当然変わるのであるなら、現行の割合を据え置くというのが正しいと思う。
- 委員： 現行の額とは何か。前回の額ということか。
- 委員： 今現在支払われている額ということ。
- 委員： 現行の期末手当の額というのとは何か。
- 事務局： 今現在 4.45 月の支給月数の割合で支払われるもので、いわゆるボーナスである。
- 委員： 今年の期末手当はまだ支払われていないと思うが。
- 事務局： 6月と12月に支給がある。
ご意見いただいたとおり「額」の部分が分かりにくいので、答申内容については「期末手当の支給割合については一般職の期末手当の支給月数の改定と連動する」と修正したほうがよいかと考える。
- 委員： 夏の手当を期末手当というのは、いつからこんな言葉遣いになったのか。
- 委員： 一般企業でも同じではないのか。
- 事務局： 一般職については、期間に対する手当という意味での期末手当と同じ判定期間内の勤務成績に対する手当である勤勉手当に分かれている。
民間企業の状況とは違うかもしれないが、6月に支給されるものと12月に支給されるものは、いずれも期末手当という表現を従来からしてきている。
- 委員： 額を据え置くというのは、算定式を据え置くということではない。
ただ、現行の額が適当であるという意味では、算定式が適当であることと額で据え置くということとは一緒のことではないか。
- 事務局： 今までは市長等の特別職や議員の給料・報酬月額についてご意見を伺っていたが、今回、期末手当と退職手当が新たに調査審議事項となり、諮問事項になっている。今回この場で議論をお願いしたのは、期末手当と退職手当であり、給料・報酬月額については今回の諮問事項ではない。
どのように算定するのが適当かということをお答えしていただくのが目的であると思っているので、ご指摘のとおりである。

- 委員：支給割合という言葉が必要なのかどうか、算定方式という言葉ではいけないのか。事務局の意見を伺いたい。
市長からの諮問の文言はどうなっているか。
- 事務局：諮問書には、額という言葉が入っていない。
ご指摘いただいたとおり、答申内容については、「額」という表現ではなく、期末手当の算定式は妥当であるという表現を前段で行い、後段は、期末手当の支給月数について一般職の期末勤勉手当と支給月数の改定と連動させることが適当であるという表現に改める。
- 委員：算定式を現行のままにするとすれば全部含まれているのではないか。
算定式の中に給料月額×地域手当×役職加算率×支給月数4.45が中に含まれているのであれば、わざわざ支給月数について別途言及しなくてもよいのではないか。
現実的には一般職の算定式と連動しているという説明はいけると思う。
現行の算定方式に据え置くということ、それ自体が一般職の算定方式と連動しているということになるのではないか。
役職加算率は一般職のそれと連動してないのか。どの部分が連動しているのか。
- 事務局：役職加算率については、市の一般職の最高の役職加算率である部長の役職加算率の20%に合わせている。支給月数の4.45についても市の一般職の月数に合わせている。そういう意味では役職加算率も支給月数も連動している。
- 委員：答申案の文言で「また、期末手当の支給割合については」とあり、この後の文言が「一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定と連動させること」とある。これだと支給月数の改定としか連動していないように読める。支給割合を言い換えたとして、役職加算率の変動や地域手当の変動が仮にあったとしても、この文言ではそれらも連動するという事まで読み込むことは難しいと思う。
- 事務局：支給月数は人事院勧告の対象になっており、豊中市も国の人事院勧告を見て、毎年度必要に応じて改定をしている。
役職加算率については、国の法律に基準があるわけではなく、他自治体や国等の基準を参考に、豊中市が独自に20%と設定している。
地域手当についても国の基準で豊中市域では12%と決められている。
そのため、改定する可能性が高いのが支給月数ということもあり原案としている。
ご指摘のように、答申案の文言については現行の算定式を維持する旨を前半で述べ、後半にて、改定する可能性が高い支給月数につき一般職のそれと連動させたらどうかと考える。
- 委員：後半の、一般職との連動についてはなくてもよいのではないか。
現行の算定方式を維持するという事でも十分に言い尽くされているのではないか。内容については後の本文で説明しているので、わざわざここで支給月数だけを取り出して言及する意味はないと考える。

委員：専門的な行政用語の文章で複雑になっているのは間違いない。答申内容のところなので簡潔明瞭に示すことが一番である。「維持が適当である」というところで締めてしまうほうが良いのではないか。

答申の骨子になるところであり、それでもう十分案ができていると考える。

委員：同じことは退職手当のところにも言える。

事務局：あえて一般職の期末勤勉手当の月数改定との連動という言葉を入れたのは、計算式でいうと「支給月数」が変動してきた数字だからである。

算定式が現行の算定式でよしとしたとして、この4.45月という数字で固定をされるという意味となると、これまでの議論経過と違うものになるかと思う。一般職との連動という趣旨を付け加えることで、明確性が欠けるということであれば、その後の本文で記載することとしてはどうか。

委員：4.45月が変わるということだが、給料月額も変わる。そういう意味では一緒ではないか。

事務局：給料月額を改定ということになれば、同じように諮問をさせていただくことになる。ここの支給月数を一般職と連動させるということにすれば、例えば支給月数が改定されたとしても、その都度支給月数について諮問する必要はなくなると考える。

委員：現行の算定式を維持するといったときに、今ここに期末手当の算定式としては支給月数が連動しますということを含んで「現行の算定式」という理解をすれば、殊更そこで言及する必要はないのではないかと思う。仮にそこが気になるのであれば、「現行の計算式（支給月数は一般職と連動している）」というような、現行の算定式の引用を補完すればいいのかなと思う。

委員：給料月額も一般職のそれが変われば改定するというのであれば、同じようにすればよいのではないか。

事務局：様々なご意見をいただいたが、1の答申内容のところがいわゆる主文にあたるところということで、主文が複雑だと、後がわかりにくくなるというご指摘だと思う。この点については、単純に「現行の算定方式を維持するのが適当である」と主文はさせていただきたい。各委員からご意見いただいているところについては、前回の意見を踏まえた総括ではあるが、答申案の7ページ、期末手当の支給割合については、一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定と連動させることが適当であるとの結論に至ったということで、この部分でご意見を反映させている。そのため、冒頭主文部分については簡潔な内容にとどめてはいかがか。

委員：退職手当の方も現行の算定方式を維持するのが適当である、ということによろしいか。

委員：この答申案最後の方、若干わかりにくい文章だと思うが、「特別職の報酬等については、個々の算定式とその結果から導かれる報酬総額の両面において、公正かつ合理的なものでなければならない。このため、個々の算定式における特定の基準だけに焦点をおいて論じることの難しさはあるが、個別特定の基準のうちには、

調査研究を進めていくものがあることを答申に付帯する」とある。抽象的に書かれているが、意味内容としては、役職手当について今後の検討課題だという前回意見が出たので、役職手当という具体的な表現をするか、抽象的にするかということで議論をしたが、他の問題も出てくるかもしれないが、「個別特定の基準のうちには」と表現したということによろしいか。

委員：公正かつ合理的な報酬とはどういう意味か。

委員：理想論を述べているところではあるが、なかなか難しい。

委員：理想としては高給でなくてはならないと思うが、その水準にあるのは、なかなか難しいと思う。

答申書の冒頭の主文のところについて修正を各委員に送っていただき、意見があれば、答申書の最終分に反映させてもらえれば良いと思う。19日に市長に答申するという事なので、できるだけ早く委員の皆さんにお示しいただきたい。

委員：今回新たにつけていただいた資料、中核市等の決算内容を拝見すると、豊中市の決算数値はかなり良好な数値を示している。実質収支もそうであるが、単年度収支は中核市の中でほぼトップクラス。

一時豊中市の財政状況が悪化していたのは20年ぐらい前か。

事務局：結果から言うと平成14年、15年頃が最も悪化していた。

委員：16年前と比べて急激に回復、良好な状態にきているというのは間違いない。それは素晴らしいことだと感じた。この報酬全般との関係でいうとどのように考えていくべきなのか。公の仕事であるから金儲けすればいいということにはならず、全体の評価からするとごく一部の評価という判断に留め置くべきなのか。しかし赤字で夕張市みたいになると大変であるから、かなり重要な指標であると考えらるならば、極めて良好な決算数値を実績として残されたことに対し、何らかの評価というか、報償的に与える場面というのが認められるのか。財政状況が悪くなれば、ほぼ間違いなく報酬が減ると考えられるので、そのあたり、どのように考えるべきか。

委員：難しい問題である。市の財政が良くなる、悪くなるというのは、積み重ねであり、現市長や現議員の成果なのか、過去の努力の成果なのか、その判断も難しい。市長は選挙という評価が一つポイントであるといえるかと思う。その他、特別短期に市の財政が良くなり、市が発展したのであれば、議会で特別表彰でもしてもらうぐらいしかないのではないか。本審議会で評価するというのは難しい。

委員：現物では与えられないけど言葉で評価しましょうということか。

委員：本審議会で市長の業績を評価するのは難しい。議会で評価していただくのが良いと思う。

委員：市民としては赤字転落するかどうかわからない状況より健全な財政状況の方が喜ばしい。市長もそうだが、行政の職員一人一人の努力の賜物でこのような健全な財政状況になっていると思う。

委員：急激に良くなったというよりは、徐々に良くなってきたということではないか。

委員：大阪府内では少なくとも1番である。徐々に良くなるといってもそれを継続しているということは、評価されるべきことではないか。

事務局：大変ありがたくも難しい課題である。今このような財政状況になった背景だが、豊中市は、平成10年度から行財政改革という取り組みに本格的に着手した。そこから、様々な行財政改革の取り組みをし、この20年間継続した結果が今この財政状況であると考ええる。

現市長、前市長の経営手腕というのも当然あると思う。そのさらに前の市長、さらに先代の市長、そういったところから行財政改革の取り組みを開始しており、徐々にその取り組みが効いてきた結果として、今このような財政構造になったのではないかと考える。今この状況だけを切り取って評価をするというのは、難しい側面が一つある。

また自治体は二元代表制であり、市長が政策を執行し、議会が最終的な議決をするという、この二つが機能して意思決定されてきたということがある。そのため、市長・副市長の報酬だけでなく、議員の報酬をどう取り扱うか、という課題もある。

以上のことから、現行の財政状況だけを切り取って現行の市長・副市長の報酬だけを議論するということについては、課題があるのではないかと考える。

委員：財政が良くなれば諮問が出て、われわれ審議会としては、好意的に給料を上げることに對しての反対はしないということになるが、それはある種の業績評価のようなものではないか。ただ、個別の業績評価は本審議会の対象外という気がする。市の財政が良くなったのは、一般職員の成果だという意見もあると思う。

4. (案件4) その他

特になし

(審議会終了)